

## 鳥取県告示第 927 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市福部町久志羅字榎山706の1、福部町左近字空山1036の1、1037、1443の1、字木戸口1452の3

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市福部町八重原字垣ノ尾202の2、265、字神仏田569、字市ノ谷川580の4、福部町岩戸字田ノ尻125、字ヘソ垣159、389の1、389の2、390から392まで、395、396の1、396の2、397から399まで、402から407まで、408の2、409の2、410の2、411の2、412、413、414の2、415から424まで、426から432まで、433の3、434の2、435、436の1、438の1、439の1、字恵比須浜375、字家ノ上440の1、440の2、441から445まで、446の1、446の2、447から450まで、454、字宮山456、字滝ノ上457から463まで、465の1、466から479まで、483、字高下486、487、字滝ノ下488、字川ノ上489から495まで、497から510まで、513から517まで、519、520、522、526、527、福部町蔵見字大平637の2、字家ノ奥725の2、字高野坂758・字大田成767(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、768、769(次の図に示す部分に限る。)、字ヨジ谷771の1から771の41まで、福部町久志羅字菖蒲峠700の2、福部町左近字奥井尻1404の2

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)